

311子ども 甲状腺がん 裁判NEWS

VOL. 2
2022.10.10



公式HP



発行元  311甲状腺がん子ども支援ネットワーク

311子ども甲状腺がん裁判の第二回口頭弁論が9月7日、東京地裁で開かれました。弁論が開かれたのは806号法廷。一般傍聴席25席に対し、156人が傍聴券を求めて行列を作りました。法廷では、井戸弁護団長が東電の答弁書に対して、スライドを用いながら、わかりやすく反論。続いて高校生の原告が証言台に立ち、時おり声を振るわせながらも、自分の思いを裁判官に訴えました。そしてこの日、中通り出身の20代の女性が新たに追加提訴し、裁判の原告は7人に増えました。



9月7日地裁前でスピーチする井戸弁護士

第2回 口頭弁論

意見陳述を終えて

原告6さん



陳述は緊張したけど、無事に終わられて安心しました。裁判官に伝わったらうれしいです。傍聴に来てくださった皆さん、これからも応援してください。ありがとうございます。

目次

原告意見陳述……P2～4
原告の声を法廷に/署名提出/
弁護団合宿報告……P5

勝訴の道筋が見えてきました 井戸謙一弁護団長……P6～7
ここが知りたい! 「放射性ヨウ素」とは? ……P7
6.11イベント報告/今後の日程/カンパのお願いほか……P8



原告の意見陳述(全文)

自分の将来、すべてが変わってしまった

原告6さん



3ヶ月前の5月26日。この裁判の1回目の口頭弁論がありました。

この日、私は生まれて初めて裁判所に入りました。ついたての後ろの私の席からは、裁判官の横顔だけが見えました。高校生の自分が、まさか裁判の原告になるとは思っていませんでしたが、原告席に座って初めて、自分が当事者なんだ、と実感しました。

私は、この裁判の1回目の期日が開かれる直前に、アイソトープ治療を受けるための入院をしました。アイソトープ治療とは、甲状腺を全部摘出した後、再発や転移を防ぐために、大量の放射性ヨウ素を服用する治療です。

私は高校3年生、17歳という年齢で、この治療を受けることになりました。中学生の時に甲状腺がんとなり、そして昨年、再発したからです。

裁判官の皆さん。11年間の私の経験を聞いてください。

事故当時のこと

原発事故が起きたのは、私が幼稚園の年長組の時でした。家で昼寝をしていたとき、大きな地震がおそってきました。視界が大きく揺れて、色々なものが落ちてきました。外の様子を見るために、母親と一緒に外に出たことを覚えています。

車であわてて避難することになった時、私は、ここにはもう戻って来られないかもしれないと思いました。

避難先の「スクリーニング」場となっている病院で、「どこからお越しですか」ときかれたので、家の場所を答えたら、履いているクツを脱がされ、スリッパをはかされて、放射線量を計測されました。

その時、対等な人として見られていないような、疎外されているような感じがしました。このときの経験がトラウマとなり、他の人に避難してきたことを隠すようになりました。

がんが見つかった時

中学校1年生の時に、学校で甲状腺エコー検査がありました。

事故が起きてから3回目の甲状腺検査です。診察してもらった時、エコーを見ている医者と看護師が私のエコーを見て何か話をしていました。エコーの機器を、何度もなんども甲状腺の部分に押しあてて診ていたので、不安な気持ちでいっぱいでした。診察が終わって教室に戻る時、私より後の順番だった人はすでに終わっていて、私がどれほど長い時間診察されていたのかがわかりました。

がんと言われた時のことはあまりおぼえていません。でも穿刺細胞診の検査のことはよく覚えています。

その日は検査のため、中学校からの帰り道に直接病院に行きました。針を刺される前に、紙に名前みたいなものを書いたおぼえがあります。その時に、一気に涙がぼろぼろでてきました。

「あ。今から首にはりを刺されるんだ」と直感し、想像できない痛みに対する不安が、一気にあふれてきたんだと思います。怖かったです。初めてだったし、経験したことのないことをやるのだから。

検査では、診察台の上に寝かされて、細胞をとられました。目に入ってきたのは、細くて長い針でした。刺された時はあまりの激痛で動いてしまって、2回も刺されました。とても痛かったです。細胞に刺さったときは、なにか深いものにグサッと刺さった感覚がして、気持ち悪かったし、痛かったです。

どうして自分がこんなに痛い思いをしなくてはならないのだろうと思いました。

その後、私はがんなのだ分かりました。でも、その時、自分が具体的にどう思ったかはあまり覚えていません。ただ漠然とした不安だったと思います。

私の体はどうなってしまうのか、入院すると

ると、学校を休まなくてはならないのかなど、様々な不安がありました。「がんなんだ。そっか。入院するとなると勉強遅れてしまうな」と考えていたと思います。

穿刺をしてからは、色々つぶされたのか、その頃から、なんだか自分が少し変わってしまったかもしれません。

1 回目の手術

1 回目の手術は、何もかもが初めてでどきどきしていました。なにより手術後が辛かった。最初は、全身麻酔が抜けていなくてすごく眠く、数時間後に目が覚めたけど、今度は体が動かさなくて、起きているのに何もできない状態が長時間続きました。その日はほとんど眠れなくて、不眠状態でした。それが数時間続いたので、精神的にも肉体的にもきつかったです。

絶対安静の次の日、1 日ぶりに食事が出ましたが、ものを飲み込むとき、手術したところがあまりに痛くて、涙がぼろぼろ出ました。15分くらい頑張っただけなのに、おかゆが2cmくらいしか減ってなくて悲しくなりました。これからどうなっていくのか、手術後は、手術前と同じ生活を送ることができるのか。これからの不安で、眠れない日もありました。

2 回目の手術

がんの再発が分かったのは去年のちょうど今頃です。1 回目の手術で甲状腺を半分摘出した際、「もう大丈夫」だと思ったのに、結局、もう一回摘出しなくてはならなくなりました。2 回目のがんの告知は、驚くこともなく、ただ残念に感じました。

1 回目の手術の時は、中学2年生だったので、家族がずっと入院中、病室で付き添ってくれていました。でも2 回目のときは、コロナの影響もあり、家族との面会もあまりできなくて少し不安でした。何か体に異常があった時とか痛い時も、自分で看護師さんに言わなくてはなりませんでした。

2 回目の手術は甲状腺がんを全て摘出し、かつリンパ腺まで摘出したので、摘出した右側の肩が上がりにくくなり、抜糸をした後は、首の右半分

の感覚がなくなりびっくりしました。

手術から半年以上経ったので、いまはだいぶ感覚は戻ってきましたが、触るとなんともいえない鈍い気持ちの悪い感触です。たまに、つっぱるときがあってとても辛いです。後遺症に近いものがあると思います。

アイソトープ治療

アイソトープ治療も受けることになりました。入院期間は1 週間でした。最初は意外と短いと思っていたのですが、入院してみると、とても長い1 週間に感じました。

薬を飲んだのは、今年5月。前回の裁判の少し前です。午前中にシャワーを済ませて、午後2時20分頃に薬が投与されました。薬を飲む時、医師とはドア越しに直面した状態で、線量も測られました。

薬は、重い蓋のついた、ガラスの厳重な容器に入れられていて、厳重な注意を払って管理されていたので、「これを飲むのか」と、飲むのが怖かったです。

薬を飲んだ後は、人との距離を取らなくてはなりません。そのことは頭で分かっていましたが、精神的につらいものがありました。配膳の時も、テーブルを廊下側において、私はベッドの上で座って待つというスタイルです。

入院中、一度だけ、配膳の時に、ついテーブルの近くに寄って行ってしまったことがありました。すると、看護師に「近づかないで！」と言われたので、自分が人との距離をとらなくてはならない状態になってしまったことを感じて、暗い気持ちになりました。

薬を服用した後は、ただただ時間が長く感じました。ずーと壁を見つめる生活でした。病室には備え付けのiPadがりましたが、ゲームアプリは入っていませんでした。ろくに使いものにならず苦痛でした。薬を服用した翌日の夕方、のどの周りが腫れて、熱くなり、少し呼吸がしづらくなりました。こうした症状もナースコールで伝えることしかできず、のどの腫れは、どんどん悪化していったので不安でした。

症状の変化を何回もナースコールで訴えている

うちに、担当の先生が診にきてくれることになりました。本当はまだ距離を保たなくてはいけないのに、触診をしてくれた時は、申し訳なさを感じました。先生が回診に来る前、3時くらいに線量を計ったら、53マイクロシーベルトありました。30マイクロシーベルト以下になると退院できると教えてもらいました。

翌日は、朝起きたら声が異様なほどかすれていました。朝9時頃に先生の回診があったので、不安だった首の腫れと声のかすれのことを相談し、線量を測定しました。31.2マイクロシーベルトでした。線量が低くなってきたので、予定通り翌日には、退院ができることが決まりました。午後にもう一回線量を測定したところ、今度は24まで下がっていました。

退院は決まりましたが、その直前まで、のどの腫れは意外とひどく、薬を飲んでアイスノンで冷やしていました。声もかすれていて、一時は声を出すのがつらいほどでしたが、徐々にだせるようになっていきました。これは薬の副作用なので仕方がないそうです。

入院中は、これらの副作用と病室でじっとする生活が続き、眠れるかどうか不安で、精神的にも身体的にも大きな負担がかかりました。

もう二度とこの治療は受けたくありません。

最後に

過酷なアイソトープ治療を受けた直後の5月26日、この裁判の1回目の口頭弁論があったので、体調面の不安もありましたが、裁判を傍聴するために、上京しました。

私は小学校に入る前に原発事故に遭い、以来11年間、小さなアパートで避難生活を続けています。そして13歳でがんになり、17歳で2度目の手術を受けました。原発事故の時も、検査のことも、まだ小さかったので、何が起きているかよく分からず、覚えていることはほとんどありません。自分の考え方や性格、将来の夢も、まだはっきりしないうちに、全てが変わってしまいました。

だから私は、将来自分は何をしたいのかよく分かりません。ただ、経済的に安定した生活を送れる公務員になりたいと考えています。恋愛も、結

婚も、出産も、私とは縁のないものだと思います。

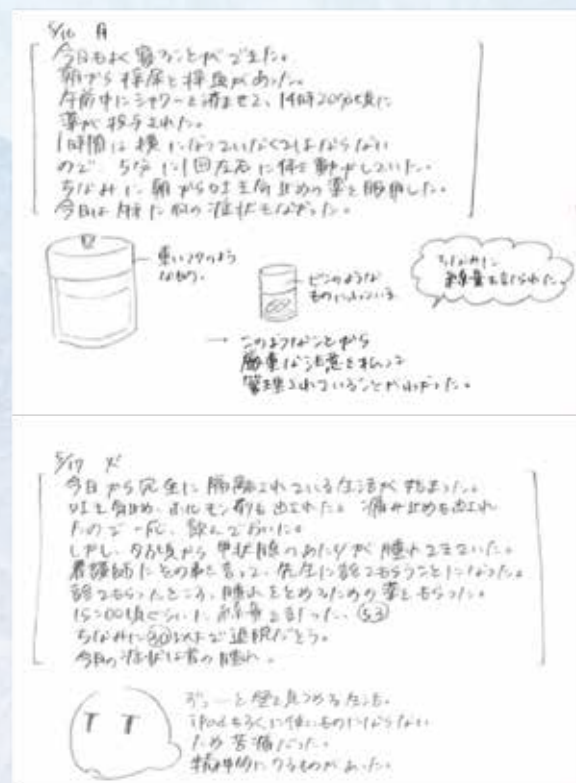
私にとって高校生活は、青春を楽しむというよりは、安定した将来のため、大学進学のために学校推薦をもらうための場です。友だちとの関わりも、深いつきあいは面倒なので、距離を置いています。それでも、時々、勉強に対するプレッシャーや、将来への不安で、眠れないことがあります。

私は将来が不安です。とくに、金銭面での不安が一番大きいです。18歳になって医療保険にも加入できなかった場合、これからの医療費はどうなるのか。病気が悪化した時の生活はどうすればいいのか。本当に不安です。

精神面でも不安はあります。半永久的に薬を飲まなくてはならないし、ずっと今後も定期的な受診をしなくてはならないと思うと、なんとも言えない不安があります。この裁判で、将来、私が安心して生活できる補償を認めてほしいです。

私が裁判官の皆さんに、一番伝えたいことは、今までお話ししたこと全部です。

原告と弁護団の陳述は、311甲状腺がん子ども支援ネットワークHPからダウンロードできます



入院中に描いた絵日記（一部抜粋）

自分の将来を思い描く
自由を奪われた原告

弁護士 河潤美



原告6さんの意見陳述作成をサポートしながら、私が一番感じたのは、幼いころに原発事故に遭い、甲状腺がんを発症した彼女にとって、避難生活こそが日常で、「甲状腺がん患者である自分」こそが自分なんだということです。彼女が受けた一番

大きな被害は、自身の将来を自由に思い描く機会自体を奪われたことなのではないかと思います。もう少し大人になって発症がわかった他の原告さんたちのように「思い描いた将来」や「夢」を奪われたのではなく、それらに出会う前に、多くの道を塞がれてしまったのです。

それでも彼女には、どこから来るかもわからない不安で押しつぶされそうになる夜がある。このことを、ぜひ裁判官に理解してほしいと、強く強く思います。

原告意見陳述と大法廷での裁判を
求める署名を提出しました！



8月16日に東京地裁に6395筆の署名を提出

この裁判は若い原告らがこれからの人生を踏み出していくためのものだと思います。そのためにはどんな救済が必要なのか、どのような被害があったのか、原告たちの悩み、不安、悲しみ、葛藤、文字で表しきれない心の中にある「被害の実相」をできるだけ裁判官、そして社会に伝えることが必要不可欠です。そのための一番大事な手段は原告本人が自分の言葉で直接被害の実相を伝える原告意見陳述です。さらに、一人でも多くの人に届けるためには大法廷を使うことも大切です。

今は裁判官が来年以降の原告意見陳述を認めていませんが、原告団・弁護団一丸となって、この大事な原告意見陳述の機会を必ず確保します。応援よろしくお願いします。

(事務局長 北村賢二郎弁護士)

弁護団合宿報告



8月26日(金)～27日(土)の2日間にわたり、初の「弁護団合宿」があり、総勢17人が参加しました。この弁護団が結成されたのは2020年9月。すでに2年になりますが、新型コロナウイルスの影響で対面での弁護団会議は開けないまま、zoom会議に頼ってきました。このため、今回の合宿で初めて顔を合わせた弁護士も。

この裁判は、因果関係の立証に向けて、科学的な知識が必要です。普段、弁護士にはあまり必要のない理数系の知識と英語力をフル稼働しなければなりません。担当弁護士がレクチャーし、メンバーが質問するという形式で進められ、弁護団全体のレベルアップをはかりました。熱のこもった議論が続いた2日間。合宿の成果は今後の準備書面に生かされます。

勝訴の道筋が見えてきました



弁護団長 井戸謙一

第2回口頭弁論期日では、原告意見陳述に先立ち、私が、被告準備書面(1)に対する反論を口頭で説明しました。

私たちは今年1月、原告の訴えをまとめた「訴状」を裁判所に提出しましたが、裁判ではまず、原告と被告が、それぞれの言い分（主張）を「準備書面」にまとめて提出し、双方の主張の対立する点（争点）がどこなのかを明確にしていきます。現在、被告東京電力が私たちの訴状に対する反論を準備している段階ですが、今回提出された被告準備書面(1)で、被告の主張の骨格が明らかになりました。

被告の主張の骨子は、「原告らは、小児甲状腺がんを発症するような被ばくをしていない、甲状腺の被ばく線量100mSv以下では甲状腺がん罹患するリスクはない、福島県民健康調査で発見された多数の小児甲状腺がんは被ばくによるものではない。」というものです。したがって、今後、次の点が論点になります。

- 1 小児甲状腺がんの増加が認められる被ばく量は甲状腺等価線量何mSvか。
- 2 原告らは、小児甲状腺がん罹患する程度の甲状腺被ばくをしていないのか。
- 3 「県民健康調査」で多数発見されている小児甲状腺がんは被ばく由来か。

100ミリ以下は甲状腺がんにならないか？

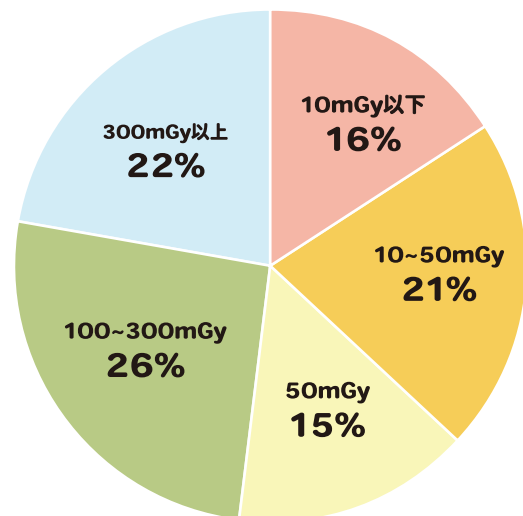
3の小児甲状腺がんの多発については、まだ被告の考えが明確になっていない点があるので、今回は、主に論点の1と2について反論しました。

まず論点1です。被告は、「健康リスクの上昇が認められている100mSv」と述べています。しかし、一般の固形がんについては、実効線量（全身が受けた線量を平均化したもの）100mSv未満ではその増加が確認されない旨の論文はあります

が、甲状腺がんの問題になるのは、甲状腺がどれだけ被ばくしたか、すなわち「甲状腺等価線量」です。そして、甲状腺等価線量100mSv以下では甲状腺がんの増加が確認されない旨の論文はありません。被告の主張は根本的に間違っています。

逆に、小児甲状腺がんは、甲状腺等価線量100mSvよりはるかに低い被ばく量でも発生します。ウクライナのトロンコ教授の論文によれば、ウクライナで小児甲状腺がん罹患した子どものうち、半数以上が甲状腺等価線量100mSv以下で、約16%は10mSv以下の被ばくしかしていませんでした。（円グラフ参照）

被ばく線量ごとの小児甲状腺がん発症数
(1986-1997)



※ウクライナ内分泌代謝研究所のトロンコ所長らが、1999年に発表した論文より作成/<https://x.gd/4kmcv>

政府側の要職についている学者も100mSv閾値説を否定しています。UNSCEAR日本代表を務めた明石眞言氏は今年8月1日、甲状腺検査評価部会で、「甲状腺吸収線量と甲状腺がんについては、100mSv以下では増加しないという趣旨の論文は存在しない。」と説明し、同部会長の鈴木元氏も「UNSCEARは甲状腺がんについて閾値があるという言い方をしていない。」と述べました。

原告らは甲状腺がんを発症するほどの被ばくをしていないのか？

次は論点2です。被告は、原告ら福島の子どもたちはわずかな被ばくしかしていないと主張しています。

その最大の根拠は、2011年3月26日～30日に子ども1080人の甲状腺を計測した結果、甲状腺等価線量100mSvに相当する毎時0.2 μ Svを超える子どもはいなかったという事実です。この「0.2 μ Sv/時」という数値は、12日間均等に合計100mSvのヨウ素131を体内に取り込んだときの13日目の数値として計算されたものです。しかし、子どもたちは3月15日に大量の被ばくをしました。この日に100mSvの被ばくをした場合、13日後の数値は0.1 μ Sv以下です。0.2 μ Sv/時を超える子どもがいなかったとしても、100mSvを超える被ばくをした子供がいけないなどとは言えません。また、この計測時、測定値から差し引くべきバックグラウンド値として、空間線量を使うことになっていたのに、子どもたちの着衣表面の測定値を使いました。そのためバックグラウンド値が大きくなりすぎ、半分以上の子どもの被ばく量がゼロ、中にはマイナスとなった子どもまで出ました。極めてずさんな検査でした。

被告はこのほか、ホールボディカウンター検査

結果やUNSCEAR2020/2021報告を根拠に、子どもらの被ばく量はわずかであると主張していますが、これについても反論を加えました。

原告側としては今後、疫学的な検討からは、福島の子どもたちの小児甲状腺がんの原因は被ばくしか有り得ないことを主張立証する予定です。被告の主張の骨格は想定範囲内です。勝訴の道筋が見えてきました。

原告団を結成しました！



1月27日の提訴から早くも半年が過ぎました。この間、私たちには思いもしなかった困難が次々に待ち受けていました。元首相の書簡に対するバッシング、裁判所が原告全員の意見陳述を認めない、大法廷で弁論できない、といったことです。提訴前に感じていた、この裁判は厳しい戦いになるだろうという気持ちは、少しずつ確信に変わっていきました。

困難に立ち向かうためには、原告7人が力を合わせていく必要があると感じ、今回、原告団を結成する運びとなりました。不安いっぱいですが、弁護団と一丸となり、闘い抜きたいと思えます。若い私たちを見守っていただけると嬉しいです。
(原告団長ちひろ)

ここが知りたい！「放射性ヨウ素」とは？ (OurPlanet-TV 白石草)

ヨウ素 (I) は、原子番号53番の元素です。体内に入ると甲状腺に集まって、甲状腺ホルモン合成の材料となる、人体に欠かせない元素です。一方、放射性ヨウ素は、化学的にはヨウ素と同じ性質でありながら、放射線を出してキセノン131に変化する半減期が8日間の放射性同位体です。原発の燃料であるウランの核分裂反応の際にできる代表的な放射性物質で、チェルノブイリ原発事故時には、大量に放出されたヨウ素131が甲状腺に蓄積し、甲状腺がんが多発しました。福島原発事故でも大量の放射性ヨウ素が放出されましたが、日本政府は不十分な計測しか行わなかったため、住民の被ばく線量はよく分かっていません。なお甲状腺がんを全摘した患者は、ヨウ素が甲状腺に溜まるというヨウ素の性質を利用して、高濃度の放射性ヨウ素を服用して残存した甲状腺細胞を破壊する「アイソトープ治療」を受けることがあります。



「新しい一歩を踏み出して」 これまでやったことがないことをやってみよう

6月11日、イベント「被ばくと子どもたちの甲状腺がん 水俣と福島 アイリーン・美緒子・スミスさんと語ろう」が立教大学タッカーホールで行われました。前半は映画『MINAMATA』の上映。後半は映画の主人公であるユージン・スミスと共に水俣に関わり続けたアイリーン・美緒子・スミスさんを囲むトークという構成。トークには衝立の後ろから三人の原告も発言。自分の言葉で、何度も声をつまらせながら、切実な思いを語りました。原発事故さえなければ、そんな「覚悟」を強いられることもなかったはずの三人の若者たち。その言葉をただ聞くだけで良いの？とアイリーンさんは会場に問い、「わたしたちもこれまでやったことのないことをやってみましょう！」と呼びかけました。友人に話すことからでもいい、SNSに書くことでもいい。まずは一人ひとりの「私たちが」一歩を踏み出すことできっと空気は変わる！ そう確信できた瞬間でした。(岩崎眞美子)



アイリーン・美緒子・スミスさん



当日は300人を超える参加者が

今後の日程

第3回口頭弁論 2022年11月9日(水) 11:00~東京地裁

原告の意見陳述が予定されています。裁判の盛り上がり、判決を左右します。ぜひ東京地裁にお集まりください。傍聴席には人数の制約がありますが、議員会館(予定)で報告集会を行います。

第4回口頭弁論 2023年1月25日(水) 11:00~東京地裁

これまで、原告の意見陳述は3回目までしか認められていませんでした。しかし、裁判所に対する弁護団の働きかけと、311甲状腺がん子ども支援ネットワークが呼びかけた署名活動によって、5回目まで認められました。残る2人の意見陳述が認められるよう、引き続き署名活動にご協力ください。



裁判を支えてください

署名活動

原告全員の意見陳述と大法廷での審理を実現するために署名にご協力ください。

ご寄付(カンパ)

長期の裁判を闘うために、財政支援をお願いします。寄せられたご寄付は交通費などの経費および調査・翻訳・意見書作成などの訴訟費用に充てられます。

賛同団体になる

賛同団体に登録し、この裁判を支える輪を広げてください。ホームページから登録できます。

311子ども甲状腺がん裁判 寄付振込先

- 郵便振替
記号:00170-7 番号:393240
口座名:3 1 1 甲状腺がん子ども支援ネットワーク
- ゆうちょ銀行
店番:〇一九支店 当座預金 口座番号:0393240
口座名:3 1 1 甲状腺がん子ども支援ネットワーク
- 城南信用金庫
九段支店 普通預金 口座番号:355663
口座名:3 1 1 甲状腺がん子ども支援ネットワーク

- Ready for 継続寄付(月額支援)
※クレジットカード決済となります

クレジットカードによる継続寄付(月額支援)はこちら→

銀行からお振込みの際は
info@311support.netまでお知らせください。



311子ども甲状腺がん裁判

【発行元】311甲状腺がん子ども支援ネットワーク 【発行日】2022年10月10日
〒160-0004 東京都新宿区四谷一丁目6番1号四谷タワー8階 さくら共同法律事務所内
【TEL】03-6384-1158(平日:午前10時~午後5時) 【FAX】03-6384-1121
【E-mail】 info@311support.net 【HP】https://www.311support.net/



このニュースレターは原告が企画・デザインしています